

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスとは、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、平成 18 年度に創設されたもので、次表の 9 種類のサービスが該当します。市町村が事業者の指定及び指導を行うとともに、サービスの利用者は原則としてその市町村の住民に限られるものです。

議案		サービス名	提供するサービス内容
第 12 号	第 13 号		
○		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24 時間対応の訪問サービス。1 日複数回の短時間の定期巡回サービス、利用者からの通報による随時対応サービス、随時訪問サービス、看護職員による訪問看護サービスの提供を行う。
○		夜間対応型訪問介護	夜間に限定した訪問サービス。訪問介護員が、定期的に居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等日常生活上の世話、緊急時の対応などを行う。
○		地域密着型通所介護	通所（事業所に通う）サービス。定員 18 人以内の小規模な事業所。入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等を行う。
○	○	認知症対応型通所介護	認知症の特性に配慮した通所サービス。定員 12 人以内の小規模な事業所。入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等を行う。
○	○	小規模多機能型居宅介護	居宅生活の継続を援助するため、居宅（自宅で受ける）サービス、通所サービス若しくは短期宿泊を組み合わせて利用が可能。入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等を行う。
○	○	認知症対応型共同生活介護	認知症の特性に配慮した、施設入所によるサービス。共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行う。
○		地域密着型特定施設入居者生活介護	施設入所によるサービス。有料老人ホームなどで介護専用型特定施設のうち入居定員が 29 人以下の施設。入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等及び療養上の世話等のサービスを行う。
○		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設入所によるサービス。定員 29 人以下の特別養護老人ホーム。入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、社会生活上の便宜供与、機能訓練等及び療養上の世話等を行う。
○		看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	医療ニーズが高い高齢者が対象。状況に応じて柔軟に、居宅サービス、通所サービス若しくは短期宿泊を利用し、必要に応じて看護サービスが利用可能。入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談、機能訓練等を行う。

議案	サービス名	提供するサービス内容
第 14 号	介護予防支援	在宅の要支援者のケアプランの作成等
第 15 号	居宅介護支援	在宅の要介護者のケアプランの作成等

条例改正の主な内容

改正内容		第12号	第13号	第14号	第15号
管理者の兼務範囲の明確化（緩和） 介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等の制限がなくなることを明確化。		8, 49, 60の4, 60の24, 63, 67, 84, 112, 122, 132, 168及び194	11, 46, 73及び80	6	6
身体的拘束の適正化の推進 ①当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。 ②身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け。	具体的取扱方針	25, 52, 60の9, 60の30, 71, 93及び199	43及び54	33	16
	記録の整備	43, 59, 60の19, 60の37及び80	41	31	32
「書面掲示」規制の見直し（1年の経過措置有） 事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう「書面掲示」に加え、原則として「ウェブサイトへの掲載」を義務付け。		35, 60の20, 60の20の3, 60の38, 81及び109	33	21	25
介護現場の生産性の向上 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け。		107の2, 129, 150, 179及び191	64の2及び87		
医療機関との連携体制の構築 ①高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。 ②新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療棟を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、第二種協定指定医療機関との間で対応を取り決めるよう努める。		126, 148及び174	84		
見守り機器等導入による人員配置基準の特例的な柔軟化 特定施設にも導入。		131			
緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け あらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。		167の2			
ユニットケアの質の向上のための体制確保 ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない。		189			
看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化 「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨を明確化。		199			
介護支援専門員1人あたりの取扱件数の緩和 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、常勤の介護支援専門員の配置の基準を緩和 ①要介護者と要支援者の1/3の合計が44人まで取扱可能（従前35人まで） ②サービス事業所と国保連のシステムを活用し事務員を配置している場合は、①の計算式で49人まで取扱可能					5
公正中立性の確保のための取組の見直し 事業者の負担軽減を図るため、利用者説明や理解を得ることを、居宅介護支援事業者の努力義務とする。				7, 13	7
指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリング 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等の連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。				33	16
介護予防支援の円滑な実施 ①事業所ごとに、介護支援専門員を1人以上を置く。 ②常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置く。管理者は専ら職務に従事する者（同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く）でなければならない。 ③居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行う場合、計画の実施状況を足利市に情報提供をする。				5, 6及び33	

各号項内の数字は条番号を示しています。